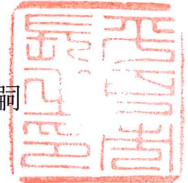


平戸市児童虐待管理システム構築業務委託に係る公募型プロポーザルの実施

平戸市児童虐待管理システム構築業務について、次のとおり公募型プロポーザルにより受託者の選定を行うので公告する。

令和 8 年 8 月 14 日

平戸市長 松尾 有嗣



1 業務概要

(1) 業務名

平戸市児童虐待管理システム構築業務

(2) 業務内容

児童虐待管理システムの構築・データ移行・導入設置・操作指導等
詳細は別紙「平戸市児童虐待管理システム構築業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

システム構築期限：契約締結日から令和 9 年 1 月 31 日まで
システム運用期間：令和 9 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日まで

(4) 提案上限額

導入構築費用：3, 6 5 3, 0 0 0 円（税込）
ソフトウェア保守費用：2, 4 4 5, 0 0 0 円（税込）（5 年間総額）

2 参加資格

本プロポーザルへの応募者又はその構成員となる者は、参加資格として以下の要件をすべて満たすことを前提とする。

- (1) 平戸市入札参加資格業者名簿に登載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税、地方税等、租税の滞納がないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限日において、本市から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年を経過しない者又は当該事業の入札前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 平戸市暴力団排除条例（平成 24 年 6 月 25 日条例第 22 号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (8) 過去に地方公共団体の福祉分野におけるシステム導入実績を有し、別紙 1「平戸市児童虐待管理システム構築業務委託仕様書」における機能を提案できる事業者であること。
- (9) 保守については、滞りなく迅速な対応が可能であり、SE の本市訪問対応についても体制を整えていること。

3 参加申表明書の提出期限

令和8年8月31日(月) 17時必着(郵送又は持参)

4 企画提案書等の提出期限

令和8年9月14日(月) 17時必着(郵送又は持参)

5 実施方法及び受託候補者選定方法

別紙「平戸市児童虐待管理システム構築業務委託プロポーザル実施要領」のとおり

6 実施要領及び仕様書等の交付方法

実施要領、仕様書及び各種様式等は、平戸市ホームページにて公表するので適宜ダウンロードすること。<http://www.city.hirado.nagasaki.jp>

7 問合せ先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所福祉部こども未来課子育て支援班

電話：0950-22-9137 (直通)

電子メール：kosodate@city.hirado.lg.jp